

中部車協連会議開催

3月3日（金）に特殊陶業市民会館において、第46回中部地区自動車車体整備協同組合連絡協議会を開催しました。

冒頭に金原会長の挨拶の後、次の審議を行いました。

中部車協連の次期会長を愛知、副会長を岐阜の理事長が担当し、日車協連の理事は愛知及び岐阜が担当することとしました。

日車協連の各委員については、各単組で委員を選出し、次回の会議の場において、選出した中から日車協連へ推薦することになりました。報告事項として最近の日車協連の動きや、調査研究員会、総務財務委員会の動きについての報告がありました。

さらに各単組の特定整備認証の取得状況や高度化講習の状況など意見を交わしました。会議終了後は場所を変え懇親会を行い、参加者の交流を深めました。



第12回特殊3団体連絡会開催

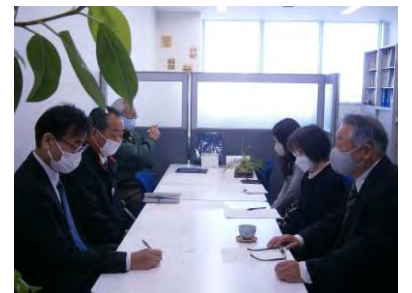
車体・電装品・タイヤの特殊整備工場部門3団体で構成する連絡会が、3月20日（月）に愛車協事務局で開催されました。

各組合の理事長・専務理事・事務局長の出席で審議しました。

会議の内容は以下のとおりです。

- ・次年度の愛知県自動車整備振興会の理事候補は、金原理事長が退任することから平岩副理事長を推薦することになりました。
- ・次年度の各団体の役員について、愛車協は役員改選で、他団体の改選はありませんが、タイヤ商工は副理事長の交代があります。
- ・各団体の総会は愛車協が5月21日（日）、電装品は5月19日（金）、タイヤ商工は5月21日（日）の予定です。

その他の情報提供/・次回の開催予定 総会後の6月頃：表敬訪問・青年部交流会など



自動車車体整備士講習修了

令和4年度の自動車車体整備士講習が、令和4年10月から令和5年3月までの22日間にわたり開催されました。

講師は愛車協の金原理事長、平岩副理事長、岩瀬教育委員が、賛助会員の株/バンザイから「丹羽武之」氏が担当して講義を行っています。最終日となった、3月5日（日）は平岩副理事長が講師を務め、株/三光社において午前中座学の教習を行い、午後から修了試験を実施しました。

修了試験は、実技試験を行い18名の受講生が試験に臨み、全員合格になりました。試験終了後講習生に整備士手帳が手渡され、最後に平岩副理事長からの激励の言葉がありました。3月26日（日）の登録試験（学科）に合格すると晴れて自動車車体整備士としてデビューすることができます。合格発表は4月11日（火）です。



高度化講習開催



今年度の高度化車体整備技術技能講習会が3月19日(日) ㈱三光社において開催されました。

今年度のテーマは「自動車補修接合管理者編」として、講師に三重車協副理事長「野田泰行」氏をお迎えして、平岩副理事長、飯島副理事長、藤本教育委員が講師補助として実施しました。今回は30名の受講生が、午前の座学で



溶接関連作業の安全衛生等について、午後の実技では3班に分かれて、スポット溶接及びプラグ溶接したテストピースをピール試験による品質測定を実習しました。その後、試問による講習の評価を行いました。最後は、日車協連の市川清技術委員長の挨拶と平岩副理事長の閉会の挨拶で修了しました。講習受講者には修了書が手渡されました。なお、今回の講習はアーク溶接特別教育を受講している場合、申請により日車協連発行の「自動車補修接合管理者」カードが取得できます。

特定整備工場の申請状況

特定整備工場制度開始に伴う取得済工場数は、3月末現在愛知県全体で3,499工場(愛整振情報)が電子制御装置整備を取得しており、その内愛車協組合員の取得数は次のとおりです。

- ② 整備主任者等資格取得講習者数：144人
- ③ 電子制御装置整備認証(分解整備認証を含む)の取得工場数：98社
- ④ 電子制御装置整備認証のみ取得工場数：12社



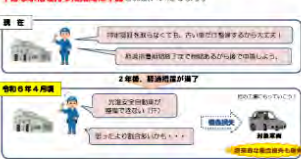
支部活動費の配賦について

各支部におかれましては、事務局へのご協力及び支部活動にご尽力いただきありがとうございます。愛車協では収入が減少しており、支部活動費の捻出に余裕のない状況でR4年度の当初予算額は0でしたが、工面した結果1支部員1名当たり5,000円の支部活動費を配賦することにさせていただきます。財政厳しい昨今、僅かですが宜しくお願い致します。

電子制御装置整備認証取得について

特定整備制度の新制度の中継について(重要!)

自動車特定整備[※]をするための認証(以下、「特定認証」という)制度が施行され、2年が経過いたしました。特定保証の経過措置期間の満了が、今後、電子制御装置整備をしていくためには、**令和6年4月まで**に特定認証の取得が必要となります。



認証取得済の工場数

- 認証工場は特定保証を取得するまでの間、**対価[※]を免除**で整備できます。
- 認証工場は点検・整備・検査のすべてを実施できる体制が整ったため、特定保証を取得するまでの間、電子制御装置の整備を実施しにくい状況であっても、**対価[※]の導入入場ができません。**

※ 「対価[※]」は「特定整備制度」の「電子制御装置整備」の1項目の認定を受けて行う作業で、電子制御装置整備の認定を受ける必要があります。

令和2年4月1日より、特定整備制度(電子制御装置整備が新たに追加)が始まり、認証取得の猶予期間が1年を切りましたので、改めてお知らせします。令和3年10月1日より、点検基準が改正され、点検の結果生じる整備に電子制御装置整備の認証が必要となる作業が発生します。施行から4年間の猶予がありますが、**R6年3月31日を過ぎるとバンパー・グリルカメラ、レーダーなどの取り外し作業ができなくなります。また、今後多くのディーラーが、電子制御認証の取得工場しか仕事を出さないことが予想されます。**

特定整備認証(電子制御装置整備)未取得の組合員様は計画的な取得をお願いいたします。令和5年度末になると申請が集中して審査が大幅に遅れる事が予想され、経過措置期間終了までに認証が取得出来ない恐れがあります。余裕がある今、申請することをお勧めします。申請に関することは事務局にご連絡下さい。愛車協 ☎052-872-9143 なお、詳細は国土交通省 HP で確認できます。→



余談



今年も桜の季節がやってきましたが、3月は暖かい日が続く、各地の桜は満開となり葉桜の所が多くなっています。ところで毎日お世話になっている、百円硬貨の表側には桜が描かれていることはご存じかでしょうか。日本の国花であるヤマザクラという品種が描かれています。このヤマザクラというのは、桜の中でも特に寿命が長く、大木に育つそうです。愛車協も、ヤマザクラのように太く、長く活躍できるようにありがたいものです。